

令和7年6月27日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和7年度6月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第 2 号 農地等の現況に係る報告審議について	(1 件)
議案第 17 号 農地法第3条許可申請書審議について	(9 件)
議案第 18 号 農地法第4条許可申請書審議について	(5 件)
議案第 19 号 農地転用事業変更申請書審議について	(1 件)
議案第 20 号 農地法第5条許可申請書審議について	(6 件)
議案第 21 号 非農地証明願出書審議について	(3 件)
議案第 22 号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(165 件)
議案第 23 号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(38 件)
議案第 24 号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画に係る意見聴取審議	(1 件)

〈 出席委員 〉 (17 人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 眞憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之		9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (2 人)

8 番 鉾之原 正美	13 番 満尾 修一
------------	------------

〈 出席推進委員 〉 (15 人)

20 番 佐藤 洋三	21 番 松崎 秀樹	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
24 番 有村 昭郎	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文	27 番 池田 直人
28 番 檀元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視	31 番 有馬 孝一
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和	34 番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0 人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和7年度6月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
なお、(鉦之原正美委員、満尾修一委員) から欠席届が提出されています。
また、農地利用最適化推進委員が15名出席しております。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
- 会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、14番「今村龍太郎」委員と15番「宮脇誠」委員を指名させていただきます。
- 会長 次に、日程第2、報告第2号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。
番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。
同対象地につきましては、地目変更登記に伴う法務局からの照会案件です。
なお、処理期限の関係上、鹿児島地方法務局へは報告済です。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 5番 報告第1号の番号1について報告いたします。
令和7年6月13日、私と副の南田委員は事務局職員と現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
現況地目は、宅地です。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、報告第2号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。
- 会長 次に、日程第3、議案第17号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 5頁から6頁までの9件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は107㎡、作物は野菜です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は214㎡、作物は野菜です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,444㎡、作物は粗飼料、主にトウモロコシです。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,902㎡、作物は野菜です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,058㎡、作物は果樹、主にアボガドです。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は294㎡、作物は野菜です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は700㎡、作物は野菜です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,248㎡、作物はバナナです。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は14,131㎡、作物は水稻です。
以上、計9件について、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。

- 23番 議案第17号の番号1について報告いたします。
令和7年6月20日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 23番 議案第17号の番号2について報告いたします。
令和7年6月20日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 10番 議案第17号の番号3について報告いたします。
令和7年6月22日、私と副の黒葛委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
先月、あっせんの申請を受けた一件がさっそく受け手とつながることができました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 11番 議案第17号の番号4について報告いたします。
令和7年6月20日、私と副の楠委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 11番 議案第17号の番号5について報告いたします。
令和7年6月20日、私と副の楠委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 15番 議案第17号の番号6について報告いたします。
令和7年6月23日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 15番 議案第17号の番号7について報告いたします。
令和7年6月23日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中及び草刈り等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 17番 議案第17号の番号8について報告いたします。
令和7年6月19日、私と副の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中及び草刈り等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 19番 議案第17号の番号9について報告いたします。
令和7年6月25日、私と副の池田（直）委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。 議案第17号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第17号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第17号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第18号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の17頁をご覧ください。
番号1の転用目的は、駐車場です。
なお、既に、転用済みであることから、始末書を添付しての申請です。
番号2の転用目的は、倉庫です。
なお、既に、転用済みであることから、始末書を添付しての申請です。
番号3の転用目的は、倉庫、駐車場です。
なお、既に、転用済みであることから、始末書を添付しての申請です。
番号4の転用目的は、倉庫です。
なお、既に、転用済みであることから、始末書を添付しての申請です。
番号5の転用目的は、倉庫、駐車場です。
なお、既に、転用済みであることから、始末書を添付しての申請です。
以上5件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

3番 議案第18号の番号1について報告いたします。

令和7年6月20日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地です。

農地の区分については、土地区画整理法に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地であるので、第3種農地の土地区画整理区域内農地と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第18号の番号2について報告いたします。

令和7年6月20日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地です。

農地の区分については、土地区画整理法に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地であるので、第3種農地の土地区画整理区域内農地と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第18号の番号3について報告いたします。

議案第18号の番号3について報告いたします。

令和7年6月21日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第18号の番号4について報告いたします。

令和7年6月23日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

〽 転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第18号の番号5について報告いたします。

令和7年6月23日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第18号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第18号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第18号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第19号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の24頁です。1件です。

本案件は、令和6年9月27日付けで建売住宅3区画への転用許可済みですが、その後、建築資材等の高騰や、購入者の多様化するライフスタイル、ニーズの変化により一律の建売販売が難しくなっているため、分譲地購入者が建築業者と建築請負契約を結び住宅を建築するという特定建築条件付売買予定地に目的変更するものです。

以上、事業計画変更申請書審議の番号1については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当しま

すので、承認相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長
7番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第19号の番号1について報告いたします。

令和7年6月23日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第19号の番号1の案件について、承認相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔異議等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第19号の番号1について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第19号の番号1の案件について、承認することに決定しました。

会長

次に、日程第6、議案第20号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、資料の28頁をご覧ください。6件です。

番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、宅地分譲、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、特定建築条件付土地、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、貸運動広場、貸駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、現場事務所、駐車場、仮設道路、資材置場、残土置場、権利種別は賃借権設定です。期間は、1年8月です。

以上、6件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長
23番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第20号の番号1について報告いたします。

令和7年6月20日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第20号の番号2について、報告いたします。

令和7年6月20日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第20号の番号3について報告いたします。

令和7年6月23日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第20号の番号4について報告いたします。

令和7年6月23日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第20号の番号5について報告いたします。

令和7年6月23日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりのある、第1種農地ですが申請地の西側から道路沿いに集落が広がっていることから不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番

議案第20号の番号6について報告いたします。

令和7年6月20日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、農用地 区域内 農地ですが、仮設工作物の設置など一時的に利用するものであり、その利用目的達成上、その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地 区域内 農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第20号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

17番

最後の資材置場なんですが、地域エネルギーの、太陽光発電ですか。

16番

いいですか、水力発電をやるということで、前に神之川という河川がありまして、そこに工事をするというので、約20か月間、工事事務所等を設置するということです。そのあと、田に復旧するということです。現状は水田ですが現在は作られていません。これまでに、地域での説明会等もあったため、作られていないようです。

17番

私の担当する地域で、5年くらい前に、田んぼの前にソーラーを設置するというので一時転用されたのですが、その後現状復旧されないままとなっているところがあります。その後も放置されたままとなっており、猪等の発生場所となっています。所有者の方もすでに亡くなられていて、管理もされていないようですが、今回、田んぼに仮設するという事なので砂利等を敷くと思います。終了後の復旧に支障がないか、事後調査等をしないといけないところだと思います。

16番

今回高さを50cm程度上げるということで、ブルーシート等を敷いて対応をするということなので、誓約書等も出ており、現地調査の際も確認済みです。

会長

ほかにご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第20号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第20号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第7、議案第21号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の36頁をご覧ください。3件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1と番号2は、20年以上経過した宅地です。

番号3は、20年以上経過した、舗装している道路です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

- 3番 議案第21号の番号1について報告いたします。
令和7年6月20日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。
認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 3番 議案第21号の番号2について報告いたします。
令和7年6月20日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。
認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 16番 議案第21号の番号3について報告いたします。
令和7年6月19日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。
認定基準の該当項目は2号、舗装している道路で、農地として利用できない土地です。総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。議案第21号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。
- 会長 何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第21号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第21号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。
- 会長 次に、日程第8、議案第22号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の41頁をご覧ください。議案第22号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
まず、始めに申請分です。
番号1 伊集院町下谷口 登記地目は畑、登記面積は 869㎡です。
番号2 伊集院町清藤 登記地目は田、登記面積は 249㎡です。
番号3 東市来町養母 登記地目は田、登記面積は 625㎡です。
番号4 東市来町養母 登記地目は田、登記面積は 514㎡です。
番号5 伊集院町下谷口 登記地目は田、登記面積は 304㎡で、そのうち申請面積は 161㎡です。
現在、分筆作業中です。
現地については、事務局で調査し、現況地目は、番号1及び番号2は「山林」、番号3から番号5の3件は「原野」と判断しました。
以上、畑1筆、面積 869㎡、田4筆、面積 1,549㎡、合計5筆、面積 2,418㎡です。
続きまして、46頁からになります。
こちらについては、令和6年度に利用状況調査をしていただいた分の、追加分となります。

本来なら6年度分については、今年3月にご審議して頂いているのですが、農地台帳システムの更新がうまくいっておらず、3月審議に漏れていた分を、今回、ご審議して頂くものです。

それでは、51頁をお開きください。

地域別で申しますと、東市来16筆、伊集院53筆、日吉83筆、吹上8筆です。

地目別で申しますと、田67筆、畑93筆で、全地域合計で、160筆、面積106,100㎡です。

以上、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第22号のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第22号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 それではここで休憩をしますか。それとも、議案第24号を先に審議しますか。担当者が待っておられるので、先に議案第24号を先に審議したいと思います。

会長 それでは、日程第10の、議案第24号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画に係る意見聴取審議」を議題とします。

会長 担当課より説明をお願いします。

農林水産課 先に、資料の訂正をお願いします。田代の地域内の農用地等面積124.1を124.2に、筆数1,372を1,376に訂正をお願いします。

それでは、昨年度作成しました日置市地域計画区域につきまして、東市来地域、全10地域分を変更いたします。変更点といたしましては、第6期中山間直接支払交付金の対象地が地域計画から漏れていた筆の追加と、認定農業者等の方の農地バンクを利用した利用権の設定がありましたので、耕作者の方の変更等をしております。以上です。

会長 何かご質問等は、ありませんか。東市来地域の方々からはありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第24号の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第24号の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 それでは、10時となりましたので、ここで10分間休憩をします。

(休憩)

会長 そろいましたか。それでは、会議を再開いたします。

会長 次に、日程第9、議案第23号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

会長 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 中玉利一朗委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 53頁の番号1から番号3です。貸借です。

面積について、田が1,031㎡、計1,031㎡、利用権設定数は3筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

何かご質問等は、ありませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ありませんので、議案第23号の番号1から番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第23号の番号1から番号3の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

中玉利委員に着席の連絡をしてください。

19番

〔着 席〕

会長

次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番

〔退 席〕

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

55頁の番号22から番号27です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、田が 5,781㎡、計 5,781㎡、利用権設定数は6筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

何かご質問等は、ありませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ありませんので、議案第23号の番号22から番号27の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第23号の番号22から番号27案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番

〔着 席〕

会長

次に、久保聖子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

6番

〔退 席〕

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

57頁の機構貸出分の番号2です。貸借です。

この案件につきましては、借人が久保委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が 907㎡、計 907㎡、利用権設定数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

何かご質問等は、ありませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ありませんので、議案第23号の機構貸出分の番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第23号の機構貸出分の番号2の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

久保委員に着席の連絡をしてください。

6番 〔着 席〕

会長 次に、議案第23号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の53項から57頁です。貸借です。

面積について、田が16,208㎡、畑が 8,656㎡、計24,864㎡、利用権設定数は28筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第23号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第23号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和7年度6月総会を閉会します。

(閉会 10時20分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 奥 和 俊

14番 今村 龍太郎

15番 宮 脇 誠

